

新設届出に係る住民等の意見について

1 意見を述べることができる方

- (1) 関係市町村(立地市町村及び隣接市町村)の区域内に**居住**する方
- (2) 関係市町村において**事業活動**を行う方
- (3) 関係市町村へ**通勤・通学**している方
- (4) 関係市町村に存する**団体**

2 述べることができる意見の内容

意見の内容は、次の事項を勘案したものであることが必要です。

※**商業調整**に関する意見(例:中心市街地[〇〇地域]の売上減少)を**述べることはできません**。

- (1) 特定大規模集客施設立地誘導指針に対する適合性
- (2) 県の土地利用関係計画に対する適合性
- (3) 立地市町村の土地利用関係計画に対する適合性
(又は隣接市町村の土地利用関係計画の実現に与える著しい影響の有無)
- (4) 新設予定地周辺の交通機関の状況
- (5) 立地(隣接)市町村の庁舎・主要な駅から特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
- (6) 特定大規模集客施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備の内容
- (7) 地域貢献活動に係る計画の概要

3 意見の提出方法

「新設届出住民等意見書」に意見及び理由を記載し、届出書の**告示日から2か月以内**に**岩手県庁商工労働観光部経営支援課**に提出してください。

4 その他

- (1) 届出書は、**県庁経営支援課、所管広域振興局経営企画部**及び**関係市町村**において縦覧が可能です。
- (2) 提出された御意見は、岩手県として意見を述べる際の参考とするものであり、県の意見にそのまま反映されるものではありません。
- (3) 提出された御意見は、概要を岩手県報に告示(住所、氏名・団体名は非公表)するとともに、県及び関係市町村で縦覧します。

【提出先・問合せ先】

岩手県商工労働観光部経営支援課 商業まちづくり担当

郵便番号 020-8570

住 所 盛岡市内丸10-1

電 話 019-629-5547

F A X 019-629-5549

E-mail AE0002@pref.iwate.jp